

新潟勤労者総合福祉センターの指定管理募集に係る質問に対する回答について

質問No.	書類名	項目	質問事項	回答
1	募集要項	5 (1) 指定管理料	指定管理経費について、光熱費高騰等社会情勢に大きく影響を受けることから、上限額算定の際の光熱水費内訳をご教示ください。	予算の確定は議決後ですが、各年度共通で 94,371 千円です。 【内訳】 電気：62,112 千円 ガス：22,505 千円 水道：9,754 千円
2	募集要項	5 (1) 指定管理料	上限額算定後に、新潟県の最低賃金が過去最大の「41 円（約 4.6%）増」（令和 5 年 10 月予定）となることについて、指定管理料への追加措置等は想定されていますでしょうか。	従業員の最低賃金の引き上げについては、資料 1 別表の【種類欄】税制・法令改正【内容欄】上記以外の改正等による経費の増大又は減少に該当し、指定管理者のリスク分担となるため、追加措置等は予定していません。
3	募集要項	5 (1) 指定管理料	最低賃金上昇に伴い、労働集約的業務や法定点検業務等の再委託に係る経費に大幅な影響が想定されます。募集要項には再委託先の適切な労働・雇用条件把握も指定されていますが、指定管理料上限額への措置は行われていますでしょうか。	No.2 の回答のとおりです。
4	募集要項	20 職員通勤用に敷地内駐車場を利用する場合	指定管理に必要な経費として算定する必要があるため、敷地内駐車場を使用する場合、1 台当たりの使用料単価と使用台数の考え方をご教示ください。	【使用料】 使用料は、近傍類似の土地貸付額を参考とすることとなっております。周辺の公共施設及び民間月極駐車場の価格を参考とし、1 台あたり 3,000 円/月で算出してください。 【使用台数の考え方】 指定管理者に雇用される職員が、勤務のために自家

				用車で通勤し、施設敷地内駐車場を使用する分を見込んでください。
5	業務仕様書	5 (3) ④自主事業を実施する場合の使用料と光熱水費	<p>レストランスペースを自主事業として活用する場合の、「新潟市財産条例」等にもとづく使用料と光熱水費について、どのように算定されますでしょうか。</p> <p>また、短期（スポット）での活用は可能でしょうか、その際の使用料等の算定方法もあわせてご教示ください。</p>	<p>【使用料】 次の計算式により算出した金額（年額）を、行政財産使用料として市に納入していただきます。</p> <p>①土地 土地の台帳単価 19,400（円）×4/100×占有面積（㎡）</p> <p>②建物 償却額 55,567,620（円）×占有面積（㎡）/延べ面積 11,728.87（㎡）</p> <p>①と②の合計額</p> <p>【光熱水費】 下記の計算方法により算出した金額を、光熱水費として市に納入していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気 施設全体の電気料金から基本料金をのぞいた額で使用量の按分方式 ・ガス 個別契約 ・上下水道 上水道と下水道にそれぞれ分けて使用量の按分方式 <p>※詳細につきましては、「新潟市公有財産取扱要領」第5章第7節第4～第8をご参照ください。</p> <p>【短期（スポット）での活用について】 基本的には通年での活用を想定しております。短期（スポット）での活用については、提案内容を踏ま</p>

				えて、協議させていただきます。その場合の使用料及び光熱水費の算定方法は、上記にて算出した金額の日割りとします。
6	業務仕様書	5 (1) ①受付業務	今後、新潟市公共施設予約システムを導入することとなった場合の導入スケジュール及びその仕様についてご教示ください。	スケジュールについては、令和5年度中にシステム改修を行い、令和6年度4月から運用開始となる見込みです。 仕様については、市内類似施設の仕様を参考にしたうえで、現在の新潟テルサの予約管理方法や利用の実態に応じた仕様を、現指定管理者と相談しながら決定することとします。
7	様式	収支計画書	敷地内駐車場を利用する場合に必要な行政財産使用料について、【支出】区分の科目及び詳細はどこに記載すべきかご教示ください。	例えば、科目【管理費】で見積もるとすれば、詳細「使用料・賃借料」としてご記載ください